社会福祉法人一陽会

特別養護老人ホームえびすの郷

指定短期入所生活介護（介護予防含む）

重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人（以下「事業者」という。」が開設する指定短期入所生活介護（特別養護老人ホーム）えびすの郷（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、契約者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人一陽会
所在地	〒673-0413　兵庫県三木市大塚２０６番地６
代表者	理事長　服部　哲也
設立年月日	平成２３年４月５日
電話番号	０７９４-８２-０３００

３　事業所の概要

(1)　事業所の概要

事業所	特別養護老人ホームえびすの郷(ｼｮｰﾄｽﾃｲ 併設型20床・空床型)
指定番号	兵庫県２８７２３０１１０２号
所在地	〒673-0413　兵庫県三木市大塚２０６番地６
管理者	眞杉　佳憲
開設年月日	平成２４年１０月１日
電話番号	０７９４-８２-０３００
ＦＡＸ番号	０７９４-８２-０３０２
メールアドレス	headoffice@ebisunosato.com
サービス提供地域	三木市内、その他要相談
送迎範囲	三木市内、直接距離20km以内

(2)　設備の概要

居室	併設型２０室 併設型・空床型 共に全室個室 （洗面設備居室内、トイレ居室内(一部なし)、テレビ、テレビ台兼用チェスト、低床３モーターベッド）
共同生活室	２室　リビング、キッチン、ダイニング
共同トイレ	２室　各ユニット１室
浴室	２室　一般浴槽
特殊浴室	３室　機械浴槽（特養含む）
交流スペース	１か所
医務室	１室　（特養含む）
面談室	２室　（特養含む）

(3)　事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長（特養兼務）	業務の一元的な管理	１名
医師(嘱託医)(特養兼務)	入居者の健康管理及び療養上の指導	１名以上
生活相談員	入居者・家族への相談援助、地域との連絡調整	１名
介護職員	介護業務	６名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	１名以上
管理栄養士(特養兼務)	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	１名以上
機能訓練指導員(特養兼務)	機能訓練等の指示・助言	１名以上
その他の従業者		必要数

(4)　営業日と定員

営業日	年中無休
定員	２０名（併設型）空床型は特養の入院者・外出者の状況による

４　サービスの概要

(1)　介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「５　利用料等」をご確認ください。

①　短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して４日間以上の場合、契約者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を契約者又は身元保証人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を契約者に交付します。利用期間が４日間未満の利契約者にあっても、契約者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、契約者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した契約者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

②　介護

契約者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、契約者の心身の状況に応じ

て、適切な技術をもって行います。

ア　適切な方法により、一週間に２回以上、入浴又は清拭を行います。

イ　適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

ウ　おむつを使用せざるを得ない契約者のおむつを適切に取り替えます。

エ　離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

オ　常時１人以上の介護職員を介護に従事させます。

カ　契約者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

③　食事

栄養並びに契約者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、契約者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

ア　朝食　　８：００　～　１０：００

イ　昼食　１２：００　～　１４：００

ウ　夕食　１７：３０　～　１９：３０

④　機能訓練

契約者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練指導員を配置します。

⑤　健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に契約者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑥　相談及び援助

常に契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、契約者又は身元保証人に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2)　介護保険給付対象外サービス

事業所は、契約者又は身元保証人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

①　食事の提供

契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

②　居室

契約者が利用するユニット型個室を提供します。

③　特別な食事

契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

④　レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤　理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑥　インフルエンザ等感染症予防対策

利用者及び身元保証人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

⑦　特別な送迎

通常の事業の送迎実施地域以外への送迎を行います。（別途要費用）

5　利用料等

サービスを利用した場合の基本施設サービス費は「別表１～２」の通りです。お支払いいただく「契約者負担金」は、原則として基本利用料に契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。なお、介護保険法に基づく介護報酬の改定等により給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者負担金も変更されます。この場合、契約者又は身元保証人にお知らせします。

(1)　基本施設サービス費

「別表１介護保険対象サービス料金」のとおりとなります。

(2)　加算・減算

上記基本施設サービス費のほかに、「別表２加算となる介護保険対象サービス料金」が発生した場合は自己負担額に追加されます。

(3)　その他の費用

「別表３介護保険対象外サービス料金」のとおりとなります。なお、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容とその事由について、変更を行う１か月前までにご案内します。

①　食事の提供に要する費用

契約者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用です。入退所日及び外出等により１日３食摂られない場合は、１食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額の負担となります。

②　居住に関する費用

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、居住費を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（１日当り）の負担となります。

③　特別な食事の提供に要する費用

別表３

④　レクリエーション、クラブ活動に係る費用
別表３

⑤　理美容サービスに係る費用
別表３

⑥　インフルエンザ等感染症予防対策
別表３

⑦　送迎に要する費用
【通常の事業の送迎実施区域】
別表２介護保険上の送迎加算に基づく一部負担金
三木市内、直接距離20㎞以内
【送迎実施区域外】
別表２介護保険上の送迎加算に基づく一部負担金のほか、別表３の費用をご負担いただきます。

⑧　家電使用料（テレビ）
1日単位で電気料金をご負担いただきます。
自宅より他の家電製品を持込された場合には、別表３のとおり追加料金をご負担いただきます。

⑨　複写物の交付
契約者及び身元保証人は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

⑩　日常生活上必要となる諸費用
契約者の日常生活に要する費用で契約者にご負担いただくことが適当である物にかかる費用を別途ご負担いただきます。なお、契約者のご希望に基づき提供する、フェイスタオル・歯ブラシ・珈琲・紅茶などの日用品や嗜好品の費用、それらを施設利用料等と併せて支払っていただく場合の事務管理費などについては、別途「日用品の提供及び事務管理に係る契約書」を締結することにより対応できます。

⑪　キャンセル料
計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

・利用予定日の前日までにご連絡を頂いた場合	無料
・利用予定日の前日までにご連絡がなかった場合	当日の利用料金の10%+食費（自己負担相当額）

6　利用料金のお支払方法

前記（1)、(2)、(3）の利用料・費用は、１月ごとに計算し、翌月の１５日に請求書を発送します。「別表４利用料金のお支払い方法」に基づき、原則として翌月２７日までにお支払い下さい。

7　サービスの中止、変更、追加

①　利用予定日の前に、契約者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用

を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、５ 利用料等の（3）⑪に記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

８ 代理人等について

(1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、契約者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 契約者に代わって又は契約者とともに、契約書第４条に定める同意又は要請、同第８条３項、第10条３項、第20条１項、第21条１項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他契約者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

② 契約者を代理して、又は契約者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、民法第４５８条の２に定める連帯保証人として、利用料等の経済的な債務について極度額２８０万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況

や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④　連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、契約者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①　契約者又は身元保証人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

②　契約者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

①　喫煙（全館禁煙）
②　決められた場所以外での飲酒・飲食等
③　従業者又は他の利用者に対するハラスメントその他の迷惑行為
④　施設内での営利行為、宗教等への勧誘、政治活動、秩序風俗を乱す行為
⑤　従業者に対する贈物や飲食のもてなし
⑥　従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
④　その他決められた以外の物の持ち込み

10　緊急時の対応

サービス提供時に契約者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、身元保証人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に契約者及

び身元保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

契約者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、契約者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

契約者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

15　守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た契約者及び身元保証人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　苦情相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口担当者

解決責任者：施設長　　眞杉　佳憲
担当者　　：介護係長　　髙藤　明日香
　　生活相談員　草柳　あすか
受付時間　：月～金曜日　９時００分～１７時００分
電話番号　：０７９４-８２-０３００

また、苦情受付ボックスを1階受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

○三木市地域包括支援センター 三木市大塚１丁目６番４０号 三木市総合保健福祉センター内 電話番号：０７９４-８９-２３３７ 受付時間：８時３０分～１７時００分（土日、祝日を除く）
○三木市役所 健康福祉部介護保険課 三木市上ノ丸１０番３０号 電話番号：０７９４-８２-２０００ 受付時間：８時３０分～１７時００分（土日、祝日を除く）
○兵庫県国民健康保険団体連合会 神戸市中央区三宮１丁目９番１－１８０１号 電話番号：０７８-３３２-５６０１ 受付時間：８時４５分～１７時１５分（土日、祝日を除く）

(3) 第三者委員について

第三者委員とは公平中立な立場で苦情を受け付け相談にのっていただける委員で、問題を円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

当施設の第三者委員は次のとおりです。

村上　弘幸　氏（学識経験者・社会福祉事業経験者）

公森　忠勝　氏（地域を代表する者）

17　協力医療機関等

施設は、下記の医療機関に協力をいただき、契約者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称　医療法人社団一陽会　服部病院

住所　兵庫県三木市大塚２１８番地３

電話　０７９４-８２-２５５０

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により契約者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、契約者又は身元保証人に故意又は過失が認められた場合や、契約者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

① 契約者又は身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

② 契約者又は身元保証人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③ 契約者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④ 契約者又は身元保証人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に当たり、契約者及び身元保証人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地　　兵庫県三木市大塚２０６番地６
施設名　　特別養護老人ホームえびすの郷

施設長　　眞杉　佳憲

説明者　（役職）　　（氏名）

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

＜利用者（契約者）＞
住所

氏名

＜代理人＞
住所

氏名

電話番号

＜連帯保証人兼身元保証人＞
住所

氏名

電話番号